

要 望 書
意 見 書



平成 28 年 8 月 31 日

文部科学省初等中等教育局

局長 藤原 誠 様

養護教諭関係団体連絡会

会長 後藤 ひとみ

これからの養護教諭の養成および研修等の改善について（要望）

養護教諭は、昭和 16 年（1941 年）の国民学校令において教育職員としての身分が確立し、その職務は昭和 22 年（1947 年）の学校教育法において「養護をつかさどる」と規定されました。国民学校令から 70 年余りが経過し、この間、養護教諭は子供たちの心身の健康の保持と増進を担い、世界に類のない日本固有の教育職として発展してきました。

現在、昨年 12 月 21 日に発出された中央教育審議会の答申を受けて、学校の役割の見直しおよび教員の養成・採用・研修の一体的な改革が進められています。こうした中、子供の多様な心身の健康課題に対応している養護教諭が、学校保健活動推進の中核として、また学校内外の関係者との連携・協働においてコーディネーターの役割を十分果たせるよう環境を整備するとともに、資質能力の向上を図る必要があります。

本会は、養護教諭の養成・採用・研修等に関する施策の提案と実現に向けた取り組みを行うことを目的として、現職養護教諭や養成教育に関わる全国組織の 7 団体^{*1}で構成しています。昨年 11 月 19 日には、前文部科学大臣に「養護教諭の養成・採用・研修の充実に向けて（要望）」を提出し、国の大綱的指針のなかに養護教諭の専門性をふまえた研修計画の策定と実施について明示していただきたい、養護教諭に関する制度設計では本会を起用していただきたいこと等を要望致しました。

その後、中央教育審議会答申「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について」をふまえた「これからの養護教諭の在り方について」、養護教諭養成の立場からと現職養護教諭の立場から、健康教育・食育課のヒアリングを受けたところです。

今後、学校教育法や教育職員免許法等の改正が予定されていることから、チーム学校を支える教員として、教諭と同等に、養護教諭の養成および研修等に関する施策に特段のご配慮を賜りたく、下記について要望致します。

要望事項

1. 教育職員免許法、同法施行令、同法施行規則において規定されている養護教諭の教職課程にかかわる単位数や専門科目内容、及び課程認定等の抜本的な見直しをはかること

- 1) 教諭の教職課程の改善の方向として示された科目区分の変更（3区分から5区分にすること）を養護教諭にも適用すること
- 2) 養護教諭免許状取得のために必要な科目の総単位数を現行の56単位から教諭と同じ59単位にすること
- 3) 養護教諭の専門科目の抜本的な見直しをすること
- 4) 課程認定における専任教員の規定を養護教諭にふさわしい内容にすること

【理由】

養護教諭は教員として、今後も教諭とともに新たな教育課題に対応する必要があるため（別添資料1）、中央教育審議会「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について（答申）」で提案されている改善の方向（3区分を撤廃して5区分とする）を養護教諭にも適用し、現行の「養護に関する科目」「教職に関する科目」「養護又は教職に関する科目」の3区分を撤廃し、新たな区分としていただきたい。

その際、養護教諭免許状取得のために必要な科目の総単位数が教諭に比べて3単位少ないことの改善も併せてご検討いただきたい。具体的には、教諭の「各教科の指導法」に相当する科目（仮に「養護に関する指導法」とする）を新設するなどして、教諭と同等の59単位としていただきたい。これは、養護教諭の有する知識や技能などの専門性を保健教育に活用するため、授業等への参画が増える中、アクティブラーニングの視点を踏まえた実践的指導力の向上を図るためにも、指導法を含む科目が必要と考えるからである。

また、養護教諭として一定の専門的な資質能力を担保し、深刻化する子供の現代的な健康課題に対応できるようにするためには、長い間大幅な変更のなされていない専門科目「養護に関する科目」を抜本的に改善する必要がある。また「養護又は教職に関する科目」は、平成10年度の免許法改正で導入された選択履修方式の科目区分であるが、養護に関する専門科目を全く履修することなく専修免許状の取得が可能であるなどの課題がある。専門的な資質能力の育成のために、選択履修の単位数を養護の専門科目に充てることなども含めた検討をお願いしたい。養護の専門科目充実のための具体的な検討に当たっては、本会が作成した科目案（別添資料2）を活用していただきたい。

さらに、教職課程認定基準では、「養護に関する科目」の必要専任教員数は「3人以上」とあるが、その専門については、「看護学（臨床実習及び救急処置を含む。）」には専任教員を1人以上置かなければならないとあるのみで、他の必要専任教員については言及していないため、養護の専門科目を支える教員の専門性が曖昧である。専門科目内容の検討とともに、専任教員についても検討する時期にあると考える。

2. 教育公務員特例法、同法施行令で規定されている養護教諭の研修を教諭と同等に法制上保証し、教職キャリアに応じた研修の充実をはかること

- 1) 新たな教員研修制度の設計において、国が定める大綱の中で、養護教諭を教諭と同等の研修体系に位置づける旨を明示すること
- 2) 1校1名配置の多い養護教諭の専門的な資質能力育成のための独自の制度を設計すること
- 3) 養護教諭の管理職登用のための研修や制度を保証すること

【理由】

現行の教育公務員特例法の規定では、養護教諭は「教員」であるが「教諭等」には含まれていないことから、教諭等に行う初任者研修（第23条）および10年経験者研修（第24条）の対象に含まれていないため、校内研修や校外研修の日数が教諭に比べて圧倒的に少ない。養護教諭も教諭と同等に教員育成指標に基づき、キャリアステージに応じた体系的な研修が不可欠である。よって、今後整備される新たな教員研修制度の設計においては、養護教諭の研修を法的に保証し、若手教員研修やミドルリーダーを育成する研修等、教職キャリアに応じた研修の対象としていただきたい。その際、1校に1名配置が大半である養護教諭の研修体制として、地域の研修リーダーを中心とした独自の研修体制や、養護教諭に特化したメンター方式のチーム研修等の先進的な事例を参考にしていきたい。

また、主幹養護教諭等としてリーダーシップやマネジメント能力を高め、管理職に登用される養護教諭が増えていることから、適任者が管理職として活躍するための研修や教職大学院での教育を受けられるよう望みたい。一方、養護教諭経験者の管理職は、文部科学省の統計で「民間人校長等」として公表されるなどの不合理な現状がある。民間人校長とは区別し、教員としての取り扱いを望む。

3. 「学校保健法の一部を改正する法律」の参議院附帯決議（平成20年5月30日）及び衆議院附帯決議（平成20年6月10日）を実現すること

1) 参議院における上記附帯決議の第一項～第三項を速やかに実現すること

- 一 近年、養護教諭に求められる、学校内外の連携を図るコーディネーター的役割や保健教育の推進、特別支援教育への対応等、その役割の増加にかんがみ、養護教諭の未配置校の解消・複数配置の拡充や退職養護教諭の活用の推進等、学校保健を支える人的資源及び学校における救急処置、健康相談又は保健指導を行うための保健室の施設設備など物的資源の一層の充実を図ること。
- 二 多様化・複雑化した子どもの健康上の課題への適切な対応が可能となるよう、養護教諭に対する研修及び教員養成段階における教育内容の充実を図ること。
- 三 学校保健の重要性に対する教職員の意識向上を図り、子どもの健康上の課題に学校全体で取り組む体制を整備するため、大学等における教員養成課程をはじめとして、現職教員研修、とりわけ管理職研修において、学校保健に係る知識や指導方法を習得するカリキュラムの一層の充実を図ること。

2) 衆議院における上記附帯決議の第一項～第三項を速やかに実現すること

- 一 近年、養護教諭に求められる、学校内外の連携を図るコーディネーター的役割や保健教育の推進、特別支援教育への対応等、その役割の増加に対応するため、養護教諭の未配置校の解消・複数配置の拡充や退職養護教諭の活用の推進等、学校保健を支える人的資源の一層の充実を図ること。
- 二 多様化・複雑化した子どもの健康上の課題への適切な対応が可能となるよう、養護教諭に対する研修の充実を図ること。
- 三 学校保健の重要性に対する教職員の意識向上を図り、子どもの健康上の課題に学校全体で取り組む体制を整備するため、大学等における教員養成課程をはじめとして、現職教員研修、とりわけ管理職研修において、学校保健に係る知識や指導方法を習得するカリキュラムの一層の充実を図ること。

【理由】

平成 20 年の「学校保健安全法等の一部を改正する法律」の附帯決議から 8 年経つが、その項目の多くが実現していない。特に、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」に定められた養護教諭の複数配置基準（小学校 851 人以上、中学校・高等学校 801 人以上、特別支援学校 61 人以上）を引き下げる必要がある。

中央教育審議会「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について（答申）」にも示されたように、子供の心身の健康課題が多様化、深刻化する中、養護教諭は、身体的不調の背景に、いじめや虐待などの問題が関わっていること等のサインにいち早く気付くことのできる立場にあり、児童生徒の健康相談のみならず教職員や保護者からの相談を受けることも増えている。また、心と体の両面に対応できる専門性を生かし、特別な支援を必要とする子供をはじめ様々な課題を抱える子供に対して生徒指導

面でも大きな役割を担っている。養護教諭が一人ひとりにより丁寧に向き合うため、人的、物的な改善を望む。

さらに、今後、チーム学校として様々な専門的知識等を有する者が配置される中、学校保健活動において学校内外の連携を図るコーディネーター的役割を果たしている養護教諭が、専門的な知識や技能を生かし協働していけるような環境の整備についても検討していただきたい。

※1 「養護教諭関係団体連絡会」構成団体：

日本養護教諭教育学会、全国養護教諭連絡協議会、日本養護教諭養成大学協議会、
日本教育大学協会全国養護部門、全国私立大学・短期大学(部)養護教諭養成課程研究会、
日本健康相談活動学会、日本看護系大学協議会養護教諭養成教育検討委員会

○別添資料1：「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について」【中教審答申との比較版】

○別添資料2：「養護及び指導法」に関する科目（案）とその内容、科目設定の理由（根拠等）一覧表

【中教審答申との比較版】 これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について

養護教諭関係団体連絡会・検討WG資料（2016.3.14作成）

	答申（平成27年12月21日）の要点	養護教諭の観点でまとめた「具体的検討の方向性」
背景	<ul style="list-style-type: none"> ○教育課程・授業方法の改革（アクティブ・ラーニングの視点からの授業改善、教科等を越えたカリキュラム・マネジメント）への対応 ○英語、道徳、ICT、特別支援教育等、新たな課題への対応 ○「チーム学校」の実現 ○社会環境の急速な変化 ○学校を取り巻く環境変化 ○大量退職・大量採用7年齢、経験年数の不均衡による弊害・学校教育課題の多様化・複雑化 	<ul style="list-style-type: none"> ○経済格差の広がり子ども達の健康格差 ○自他の命に関わる健康問題の増加と対応の困難性 ○心身の健康問題の複雑多様化・深刻化への対応の困難性 ○英語、道徳、ICT、特別支援教育等、新たな課題への対応 ○ヘルスプロモーションの理念に基づく健康の保持増進の重要性 ○養護教諭の職務の困難性・多忙化と複数配置の重要性 ○養護教諭のコーディネーターの役割の重要性 ○学校保健活動のセンター的役割としての保健室の重要性 ○養護教諭は学校教育の基盤の一角となる学校保健活動推進の中核を担う。 ○学校保健活動推進、保健室経営の視点に立ったマネジメント能力 ○学校保健安全法（保健管理・教育の側面を重視した法改正）を推進する役割
主な課題	<p>【研修】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○教員の学ぶ意欲は高いが多忙で時間確保が困難であり、自ら学び続けるモチベーションを維持できる環境整備が必要 ○アクティブ・ラーニング型研修への転換が必要 ○初任者研修・十年経験者研修の制度や運用の見直しが必要 <p>【採用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○優秀な教員の確保のための求める教員像の明確化、選考方法の工夫が必要 ○採用選考試験への支援策が必要、採用に当たって学校内の年齢構成の不均衡の是正に配慮することが必要 <p>【養成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「教員となる際に最低限必要な基礎的・基盤的な学修」という認識が必要 ○学校現場や教職に関する実際を体験させる機会の充実が必要 ○教職課程の質の保証・向上が必要 ○教科・教職に関する科目の分断と細分化の改善が必要 	<p>【研修】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学び続ける養護教諭の自覚と実践 ○健康問題の複雑・深刻化に伴う養護教諭の多忙化と学び続ける環境確保の困難性（学校保健安全法附帯決議等） ○複雑化・深刻化する健康問題解決のための専門家・専門機関とのコーディネーター的役割の重要性と資質能力担保 ○心身の現代的健康問題の対応に不可欠な専門性の確保、特に、観察力と相談力、保健室経営力育成の重要性 ○演習、体験等のアクティブ・ラーニング型研修による専門的力量的スキルアップ <p>【採用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学校・地域で求められる養護教諭像の明確化 ○採用選考基準に知識、技術や人間性など総合的に判断するためのシステムの構築 <p>【養成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○養護教諭として学校現場の健康課題解決に必要な基礎的・基本的な資質能力の育成 ○学校現場で健康課題解決のために実践できる力量の育成 ○保健室の経営的視点に立ったマネジメント能力の育成 ○多様な職種や専門機関とのコーディネーターの役割を担うことができる力量形成 ○学び続ける養護教諭像（アイデンティティ）の育成 ○心身の問題を気づき対応できる力量 ○特別な配慮を必要とする子どもへ対応できる力量
全般的事項	<p>【全般的事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○大学等と教育委員会の連携のための具体的な制度的枠組みが必要 ○幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等の特徴や違いを踏まえ、制度設計を進めていくことが重要 ○新たな教育課題（アクティブ・ラーニングの視点からの授業改善、ICTを用いた指導法道徳、英語、特別支援教育）に対応した養成・研修が必要 	<p>【全般的事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学校教育の基盤の一角となる学校保健・安全活動推進の自覚と実践 ○学び続ける養護教諭としての自覚と実践 ○ヘルスプロモーションの理念に基づく健康の保持増進の自覚と実践 ○養護教諭は基本的に学校1名の配置であるためメンター方式の指導方式の活動は困難である。したがって、養成課程卒業時から最低限の実践可能な資質能力を身につける制度設計及び、地域においても継続的に資質能力向上を可能にする制度設計が必要 ○教育職員としての養護教諭の教育力（集団指導・個別指導）の力量形成を不易と流行の健康課題の改善に向け、「主体的・協働的な学び」（「アクティブ・ラーニング」）の視点から改善 ○研修・採用・養成を一貫した資質・能力の向上 ○平成21年学校保健安全法施行時の附帯決議内容を視野においた資質能力の向上 ○養護教諭の専門的資質能力はもとより教育職員として、全校的視野に立ったコーディネーターの役割やマネジメント能力を育成 ○批判的思考および問題解決力の育成 ○グローバル化への対応
免許	<ul style="list-style-type: none"> ○義務教育学校制度の創設や学校現場における多様な人材の確保が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ○教諭の改善の方向を参考にしつつ養護教諭養成カリキュラムを作成する。（養護に関する科目と教職に関する科目の区分の統合） ○不易の価値と時代の変化に柔軟に対応（流行）
具体的方策	<p>【継続的な研修の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○校内の研修リーダーを中心とした体制作りなど校内研修推進のための支援等の充実 ○メンター方式の研修（チーム研修）の推進 ○大学、教職大学院等との連携、教員養成協議会活用の推進 ○新たな課題（英語、道徳、ICT、特別支援教育）やアクティブ・ラーニングの視点からの授業改善等に対応した研修の推進・支援 	<p>【継続的な研修の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域の研修リーダーを中心とした体制作りなど地区研修推進のための支援等の充実 ○養護教諭に特化したメンター方式のチーム研修の推進 ○大学、教職大学院等との連携、教員養成協議会活用の推進 ○新たな課題（英語、道徳、ICT、特別支援教育）やアクティブ・ラーニングの視点からの授業改善に対応した研修の推進及び支援 ○「チーム学校」における学校保健活動の中核的な立場で、多様な職種や専門機関と連携するためのコーディネート力向上のための研修の推進 ○アクティブ・ラーニング型研修による専門的力量的（実践力、観察力、判断力、アセスメント力、相談力、保健室経営力）の向上に関する研修の推進
研修	<p>【初任研改革】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○初任研運用方針の見直し（校内研修の重視・校外研修の精選） <p>【十年研改革】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○研修実施時期の弾力化 ○目的・内容の明確化（ミドルリーダー育成） <p>【管理職研修改革】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○新たな教育課題等に対応したマネジメント力の強化 ○体系的・計画的な管理職の養成・研修システムの構築 ○新たな課題（英語、道徳、ICT、特別支援教育）やアクティブ・ラーニングの視点からの授業改善等に対応した教員養成への転換 ○学校インターンシップの導入（教職課程への位置付け） ○教職課程に係る質保証・向上の仕組み（教職課程を統括する組織の設置、教職課程の評価の推進）などの促進 ○「教科に関する科目」と教職に関する科目の統合などの科目区分の大きくくり化 	<p>【初任研改革】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○新採用研修運用方針の見直し（チーム研修やメンター方式の校内研修の重視） ○2、3年目など初任段階の教員への研修との接続の促進（研修内容の充実を図る） ○「保健室経営」に関する研修 ○子どもが身体症状や行動などに表出する課題を養護教諭の職務の特性と保健室の機能を生かし、関係者と連携して健康課題の解決を支援する方法（健康相談・健康相談活動）の研修 ○アクティブ・ラーニングの視点からの保健指導の研修 <p>【十年研改革】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○研修実施時期の弾力化 ○「保健室経営」におけるマネジメント力向上のための研修 ○教諭と同様なミドルリーダー育成研修に加えて、養護教諭に特化したミドルリーダー育成研修（養護教諭個々の専門性の向上及び、経験の浅い養護教諭を指導したり他職種に対しても指導的立場として活動したりできる力量形成など、養護教諭及び学校組織のニーズに応じた専門研修の充実を図る） <p>【管理職研修改革】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○教諭と同様な新たな教育課題等に対応したマネジメント力の強化 ○子どもの現代的健康課題及び心身の健康に関する危機管理のための研修（校内の各専門性を有する人的資源の連携を含む） ○体系的・計画的な管理職の養成・研修システムの構築 *現職研修で重要な項目は、養成カリキュラム科目と連動させる（養成と研修の連動）。特に「保健室経営」「健康相談・健康相談活動」「保健指導」
具体的方策	<p>【養成内容の改革】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○新たな課題（英語、道徳、ICT、特別支援教育）やアクティブ・ラーニングの視点からの授業改善等に対応した教員養成への転換 ○学校インターンシップの導入（教職課程への位置付け） ○教職課程に係る質保証・向上の仕組み（教職課程を統括する組織の設置、教職課程の評価の推進）などの促進 ○「教科に関する科目」と教職に関する科目の統合などの科目区分の大きくくり化 	<p>【養成内容の改革】</p> <p><教諭と共通></p> <ul style="list-style-type: none"> ○教職課程に係る質保証・向上の仕組み（教職課程を統括する組織の設置、教職課程の評価の推進）などの促進 ○アクティブ・ラーニングの視点を取り入れた保健指導（健康教育）ができる養護教諭養成 ○養護実践力育成において目的を明確化した学校インターンシップの導入（養護実習に上乗せ） ○特別な配慮を必要とする児童生徒へ対応できる力量形成 <p><養護教諭独自></p> <ul style="list-style-type: none"> ○採用時より実践できる保健室経営力の育成 ○「チーム学校」における学校保健活動の中核的な立場で、多様な職種や専門機関と連携するため力量形成 ○複雑化・深刻化する心身の問題に気づき対応できる力量形成 ○養護実践を軸とした科目の体系化（「教科に関する科目」と「教職に関する科目」の統合に対応） ○児童生徒が健康課題に対して、主体的に判断し、知識を行動に移すよう指導することができる力の育成（新学習指導要領において育成を目指す力に対応） ○学び続ける養護教諭であるための自己マネジメント力の育成
免許	<ul style="list-style-type: none"> ○義務教育学校制度の創設や学校現場における多様な人材の確保が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ○教諭の改善の方向を参考にしつつ養護教諭養成カリキュラムを作成（養護に関する科目と教職に関する科目の区分の統合） ○不易の価値と時代の変化に柔軟に対応（流行）

区分	「養護及び指導法」に関する科目(案)	現行の教育職員免許法における「養護に関する科目」	単位数(仮)	内 容(案) 科目(案)欄に示した科目に含まれる内容のイメージ (本来、科目内容は各大学等の養成機関が設定するものであるが、ここでは、科目名等の検討にあたり、中教審答申等を参考にして本連絡会で検討した子供の課題、背景、今後の教員の資質等についての資料をもとに、各科目に含まれる内容を共通理解するために列挙した。)	「科目(案)」設定の理由及び根拠 (「新設科目」とした理由、「科目名を変更」した理由、「現行通り」の理由などを記すことにした。)
基本 原理	1 養護学概論	養護概説	2	・養護の本質と概念、養護の機能、「養護」の用語解釈、養護教諭の制度や沿革及び職務と役割の変遷 ・養護教諭に必要な資質能力、教育に果たす養護教諭(チーム学校における養護教諭の役割を含む)、教育課程と養護教諭、養護教諭と実践的指導力、養護実践のIT化と課題、養護教諭と倫理綱領、養護教諭の職務の困難性、多忙化と複数配置の重要性、保健室の機能と保健室経営の基本、学校の教職員と役割、子供の健康実態の把握、養護教諭のコーディネーターの役割の重要性、学校保健安全法と養護教諭、各種審議会答申と養護教諭、保健指導の基本と養護教諭、健康相談活動・健康相談の基本、学校における健康教育、学校保健活動の中核的役割を果たす養護教諭、学校組織活動の基本、養護実践の評価、学び続ける養護教諭、研究と研修	・養護教諭の養成教育の中核となる本科目には、理論、実践、研究というエビデンスに基づく学問体系を教授する側面と実務教育の二側面がある。 ・養護教諭の専門分野を学修するための入門的な講義と各分野の基礎的な内容を扱う科目であり、現在では、「概説」を超えて「概論」の講義内容となっている。このことにより科目名を変更する。
	2 学校保健 (学校安全を含む)	学校保健	2	・学校保健の歴史と沿革、学校保健・学校安全の構造・領域、学校保健活動に関わる教職員、学校保健・安全に関わる法的根拠、保健学習と保健指導、保健管理(学校環境衛生、疾病の理解と管理)、健康観察の意義と進め方、学校保健計画の作成、学校保健のIT化と課題、学校の組織活動、地域社会の資源を生かした学校保健活動、学校保健における危機管理、ヘルスプロモーションの理念に基づく健康の保持増進の重要性、学校保健活動の評価、学校教育の基盤の一角となる学校保健・学校安全活動推進の自覚と実践	・養護教諭は学校保健活動推進において中核的な役割を果たすことが示され、周知(認識)されている。 ・学校保健安全法施行に伴い、学校における危機(学校安全を含む)には心身の健康に関する予防と対応等、危機管理の面から保健・安全の両面を学ぶ必要があるこの観点から科目名を変更する。
基 礎	3 人体の構造と機能	解剖学及び生理学	2	・人体の構造(人体を構成する各器官の形・構造、人の生命活動(代謝、運動、消化、吸収、排泄、睡眠など)の働き、血液のしくみと働き、生体の防御(免疫のしくみとはたらき)、循環器の仕組みとはたらき、呼吸器の仕組みとはたらき、消化器の仕組みとはたらき、内分泌の仕組みとはたらき、心身の発達、体液の恒常性、泌尿器の仕組みとはたらき、体温の調節)	・日常生活を営むうえで、人体がどのような構造を持ち機能しているかについて理解し、疾病によって人体が受ける構造と機能の変化を学習するための基礎となる科目である。この観点から科目名を変更する。
	4 精神保健	精神保健	2	・脳神経系の発達、精神(こころ)の構造と機能、精神(こころ)の健康問題の背景、学校精神保健の意義 ・子供の精神発達の理解、各種精神疾患基礎理解(統合失調症、うつ病、双極性障害等)、精神疾患の好発年齢、児童期の心の病気、思春期・青年期の心の病気、成人期の心の病気、精神疾患の治療の基礎知識、パーソナリティ障害の特徴と対応、発達障害の理解と養護教諭の対応、精神科受診の心得、精神科医等との連携、災害発生時(ATSD)と発生後(PTSD等)の心のケア、薬物依存症の発見と対応、薬物依存症の治療の基礎知識、精神疾患対応と保護者との連携、心の健康づくり、学校における精神保健の評価	・精神健康の保持増進や精神障害の一・二・三次予防の実践的観点から基礎理論の修得が益々重要になった。 ・子供の現代的な健康課題の複雑多様化や災害、特別支援を要する児童青年期の精神疾患の増加に伴い養護教諭による早期発見、対応、予防が生徒健康の観点から見直されている。これにより現行科目名が適切である。
	5 食と栄養 (食品学含む)	栄養学(食品学を含む)	2	・栄養の概念、健康と栄養、子供の発育と栄養、栄養素の理解と健康、基本的生活習慣と栄養 ・スポーツと栄養、公衆栄養活動、食品学の基本、食品の管理 ・食物アレルギー	・食育に関する法規などを踏まえ、「栄養素」等の知識理解のみならず「食」と健康などの観点の指導及び食品に関する知識理解などを学ぶ必要がある科目変更が必要である。
	6 疾病の成り立ちと回復	「微生物学、免疫学、薬理概論」	2	・疾病の発生機序・炎症、循環障害と疾病、代謝障害と疾病、腫瘍と疾病、遺伝と疾病・微生物と疾病・微生物と消毒法・免疫の仕組み・先天免疫、後天免疫(予防接種を含む)・アレルギー・薬が作用する仕組み・薬の体内での挙動(吸収から排泄まで)・薬物治療の注意点と問題点、学校における薬品の管理・代表的な薬剤とその作用	・従来は微生物学、免疫学、薬理学が2単位で求められていたが、それだけでは学習できない生活習慣病などの概念も含めて、養護教諭が行う救急処置や保健指導に必要な疾病の発生機序やその回復過程を理解することが求められている。この観点から科目名を変更する。
	7 小児疾病論	(新設科目)	2	・臨床医学概論(病気とは、病気の原因、病気の治療、病気の予防)、子供の疾病構造 ・子供特有の疾病と異常、子供の発達と疾病(歯科、口腔粘膜疾患を含む) ・子供の発達と外傷 ・子供の発達と障害、小児保健	・養護教諭の職務の拡大・深化に伴って、小児の臨床医学的基礎理論の修得が益々重要になってきた。 ・看護の理論及び方法、健康相談活動の理論及び方法の学習基盤として不可欠である。このことから科目を新設する。
	8 看護の理論及び方法 (医療機関実習及び救急処置を含む)	看護学(臨床実習及び救急処置を含む)	10	・「看護」の基礎と養護教諭、学校教育と看護活動、看護体制(傷病の一次・二次・三次予防)・救急処置の基本と実際、フィジカルアセスメント(フィジカルアセスメントの基礎技術、バイタルサインの意義と実際)、学校における生命や心身の危機管理と看護、養護診断の基礎理解、傷病の理解と対応、保健室での救急処置活動の実際(様々なけがの対応)、消毒の意義と実際、子供の訴えと対応、特別な支援を必要とする子供への対応、医療機関等との連携、特別な配慮を必要とする児童生徒に対応できる力量の形成 ・校内救急体制(救急処置に必要な物品の準備、情報収集、研修会の企画・運営等を含む)、事故防止 ・事後措置・学校における看護活動の評価、臨床実習(病院実習等)	・養護教諭が専門職として不可欠な看護の科学的な理論と看護の基礎的技術を修得する科目であることを可視化する必要性から科目名を変更する。 →実習については、実習生として病院の中に入り組織や職員の業務内容、専門性、考え方など、将来連携する重要な分野を経験する必要があることから「医療機関実習」とする。
9 公衆衛生学	衛生学・公衆衛生学(予防医学を含む)	2	・公衆衛生の定義と目標、公衆衛生の歴史、疫学と指標、地域保健との連携と養護教諭(保健センター、保健所、関係医療機関)、健康日本21・健やか親子21、母子保健法と養護教諭、健康を保持増進する行政機関、社会保障制度の理解、地域保健、ヘルスプロモーションと学校、環境が健康に及ぼす影響、成人保健 ・疾病予防の理論と実際	・養護教諭の役割の拡大に伴い、科目増設が不可欠となり、単位数を4単位から2単位とした。 ・公衆衛生学には衛生学と重なる内容もある。このことから単一科目とし、科目名を変更する。	
実 践	10 健康相談活動の理論及び方法	健康相談活動の理論及び方法	2	【理論】健康相談活動の定義、健康相談活動・健康相談の用語の変遷と用語の棲み分け、養護教諭の特質と保健室の機能を生かした健康相談活動とは何か、健康相談活動のプロセス、学校保健活動のセンター的役割としての保健室の重要性、特別な配慮を必要とする児童生徒へ対応できる力量形成、複雑化・深刻化する心身の問題に気づき対応できる力量形成 【方法】健康相談活動とヘルスアセスメントの実際、健康相談活動とカウンセリング能力、健康相談活動と関係者、関係機関との連携、健康相談活動の方法の理解、健康相談活動演習(養護教諭の特質を生かした健康相談活動(タッチ含む)、保健室の機能を生かした健康相談活動(毛布の活用含む))、健康相談活動の記録、健康相談活動の評価	・本科目の新設(平成10年)の根拠であるいじめや虐待など体から心の問題に気づく本科目の存在は一層重要。養護教諭の職の特質や保健室の機能を生かした実践的な力量を担保する観点から担当者は養護教諭経免許資格者不可欠。 ・平成9年以来、演習を含む養護教諭の独自性を担保しているのは唯一この科目のみ。本科目新設以来養成機関でほぼ定着している。現場での健康相談との棲み分け等も内容に加味このことから科目名を現行通りとする。
	11 健康教育の理論及び指導法	(新設科目)	2	・学校における健康教育の目的、ヘルスプロモーションの理念、学校の人・教育機能と環境を生かした健康教育 ・保護者や地域と連携した健康教育、健康に課題のある子供達への保健指導(学校保健安全法第9条対応、保護者への助言を含む)、学級における保健指導、学校行事における保健指導、保健学習と特別活動での保健指導 ・学校における健康教育の評価、ヘルスプロモーションの理念に基づく健康の保持増進の自覚と実践、学習指導案の作成、教科教育法(アクティブラーニングを含む)	・子供達の健康問題解決のためには個別の保健指導はもとよりヘルスプロモーションの観点からの指導が不可欠。 ・健康問題解決のための資質能力を担保する科目を新たに設定する。
	12 保健室経営の理論及び方法	(新設科目)	2	・学校経営と保健・安全(学校保健活動の中核的役割を含む)・学び続ける養護教諭であるための自己マネジメント力の育成、学校における保健室経営の意義、保健室の法的根拠、保健室の機能と役割、保健室訪問(学校現場)の意義と体験、養護教諭の専門的資質能力はもとより教育職員として全校的視野に立ったコーディネーターの役割やマネジメント能力の育成、保健室経営計画・保健室経営の基本と実際(PDCA・4M)、模擬保健室による来室者対応、保護者への対応、保健室の施設設備と環境整備、組織活動の基本、学校保健委員会企画と実施、保健室経営のIT化と課題、関係者や関係機関との連携、チーム学校を生かした経営・保健室経営の評価	・養護教諭独自の職務を扱う科目として必要かつ重要である。学校保健活動や健康相談活動等を実施する上で必要不可欠な資質能力を担保する。 ・保健室経営計画に基づく保健室経営の実践が学校推進リーダー及び学校組織に影響を与え、学校保健活動の充実が一層図られる。このことからこの科目を新設する。
単位数(仮)			32		

平成28年10月28日

全国養護教諭連絡協議会 御中

中央教育審議会初等中等教育分科会
教育課程企画特別部会主査 無藤 隆

文部科学省初等中等教育局教育課程課

中央教育審議会初等中等教育分科会
教育課程企画特別部会における意見発表について（依頼）

日々ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

先に依頼しました標記会議における意見発表について、次のとおり開催致しますので、御多忙のところとは存じますが、御出席くださいますようお願い申し上げます。

当日の運営方法の詳細は、別紙1を御参照下さい。

また、御出席いただくにあたりまして御提出いただきたい書類等がございますので、別紙2を御参照の上、御持参下さい。

記

日 時 : 平成28年11月4日(金) 15:00~17:00

貴団体の発表時間 : 15:35~15:45

タイムテーブル: 別紙1のとおり

場 所 : 文部科学省 3階第一講堂

集 合 : 14:55に3階第一講堂にご参集下さい。

(次ページに留意事項がございますので御確認下さい。)

《留意事項》

- (1) 意見発表の時間は1団体当たり10分以内とさせていただきます。
- (2) 可能でしたら、発表の内容を書面にまとめたものを、予め電子メールにより事務局に御提出ください。また、その他に資料を配付される場合も、予め御提出を御願いたします。

提出先 : kb-katei@mext. go. jp

- (3) 御提出いただいた資料につきましては、文部科学省にて印刷の上、当日机上及び傍聴席に配布させていただきます。また、後日文部科学省ホームページにも掲載させていただきますので、ご承知おき下さい。もし差し支えがある場合は、別途ご相談下さい。
- (4) 会場設営等の関係上、発表の際にパワーポイント等を使用する場合は、その旨、事前に御連絡下さい。
- (5) 発表後、質疑・応答の時間がありますので、御承知おきください。

【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局教育課程課
教育課程企画室審議・調整係

(西川、石田、堀家、谷原、入口、岡田)

電話: 03-5253-4111 (内2613)

FAX: 03-6734-3734

平成 28 年 11 月 4 日

中央教育審議会初等中等教育分科会
教育課程部会教育課程企画特別部会
主査 無藤 隆 様

全国養護教諭連絡協議会 会長 木嶋晴代

次期学習指導要領等に向けたこれまでの審議のまとめに関して、子供の心身の健やかな成長を願い、健康の保持増進にあたる養護教諭の立場から下記の意見を提出いたします。

記

1 社会に開かれた教育課程の実現

これまでの審議のまとめにおいて、子供たちが、社会とのつながりの中で、自らの人生や社会をよりよく変えていくことができるという実感を持つことは、困難を乗り越え、未来に向けて進む希望と力を与えることにつながるとしている。子供たちが、これからの時代を生きていくための資質・能力を育むために、学校と社会がこれらを共有し、「社会に開かれた教育課程」の役割が期待されている。

養護教諭は、これまでも、多様化、複雑化している健康課題改善に向けた対応として、子供たちの成長や発達を総合的・経年的に支援するコーディネーターとして、学校内外との連携を踏まえ実践を重ねてきている。変化の激しいこれからの社会を生きていく力の育成のために、次期学習指導要領等における養護教諭の果たす役割はさらに大きなものになると考える。今後も、学校保健計画、学校安全計画、食に関する指導の全体計画を受けて具体的な保健室経営計画のもと、「チーム学校」の具現化と、「社会に開かれた教育課程」の実現を目指していくことが重要であると考えている。

2 教科等横断的な健康教育の推進について

次期学習指導要領等においては、すべての学習の基盤となる力や現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力が、教育課程全体を通じて育成されるよう、教科横断的なつながりを明示することとされた。さらに、地域や社会と連携・協働しながら教育課程を通じて学校教育の改善・充実を図っていくことの重要性が示されている。生涯にわたって健康で安全な生活や健全な食生活を送ることができるよう、必要な情報を自ら収集し、意思決定や行動選択を行うことができる力を、子供たち一人一人に育むことが強く求められている。そのためには教科間相互の連携を図っていくことが重要であり、学校全体で健康教育が展開されることを期待している。

養護教諭は、学校保健計画等の作成・評価・改善に専門性を発揮して参画している。今後も地域や家

庭と連携した実施に、コーディネーターとしての役割がさらに重要と考える。

3 教科等における改訂の具体的な方向性について

① 体育・保健体育について

〈資料1〉

社会の変化に伴う新たな健康課題に対応した教育の必要性

保健においては、少子高齢化や疾病構造の変化による現代的な健康課題の解決に役立つ内容の学習、健康情報を分析し活用する学習、自他の健康課題を発見し解決していく学習、危険の回避や事故の防止等につながる学習等について、さらなる充実が求められている。

近年の子供たちを取り巻く状況の急激な変化により、新たな健康課題が出現してきている。その中で、自らの健康課題を把握し、疾病等のリスクの軽減や質の向上、健康を支える環境づくりを、生涯を通して実践できるような子供たちの育成のために、具体的に教育内容の改善が図られるということに賛同する。また、教材や教育環境の充実の中で、教員養成、教員研修、教材整備等の環境を整えていくことの必要性が述べられている。

医学的な情報や保健室で捉えた児童生徒の実態等、養護教諭による効果的な教材を活用しながらの保健学習の成果は、全国養護教諭連絡協議会の調査結果の中にも示されている。養護教諭はさらに研修を深めながら、保健学習へ積極的に参画していく必要があると考える。

② 特別活動について

一人一人の適応や成長及び健康安全な生活の実現をめざした学級活動・ホームルーム活動

学級活動・ホームルーム活動は、主として個人が現在直面する生活における適応や成長、自立等に関わる内容であり、一人一人の理解や自覚、意思決定とそれに基づく実践等を大事にする活動であると示されている。このことから、子供たちに出現している新たな健康課題の解決には、教科の保健学習だけにとどまらず関係する教科、個別の生徒指導等との関連を図りながら学級活動の中でも保健指導を積極的に進めていくことが大切であると考ええる。

具体的には、心身の健康、安全・防災等の視点の中で、一人一人の適応や成長及び自然災害時の自助・共助など健康安全な生活の実現に向けて保健指導の充実を図っていく必要がある。さらに、特別活動の充実を図るためには、「チームとしての学校」の視点で、養護教諭、栄養教諭等の専門性を生かしながら学校全体で取り組むことが重要であると示されている。

各教科や各担当と連携を図りながら、専門性を生かした養護教諭の積極的な参画は、その成果が期待できる。

4 特別支援教育の充実を図るための取組の方向性

特別支援教育の充実を図る取組の方向性が示された中に、各教科等における障害に応じた指導上の工夫として、教科ごとに具体的に示された。このことから、特に通常学級の集団の中で不適応を起こし、

学びにくさを感じている子供たちにとって、効果的な指導が展開されると期待できる。各教科の特性から見られる行動に対して配慮のある支援が行われることは、子供の発達を踏まえた指導であり、そのことにより、子供たち一人一人が自尊感情を持ち、将来の予測が難しい社会の中でも適応して生きていく力が身についていくと期待できる。

養護教諭は、特別に支援を要する子供の早期発見や、個別の対応等において専門性を生かした視点で支援している状況から、特別支援教育の校内体制の中に養護教諭が積極的に関わっていく必要があると考える。

5 実施するために何が必要か

学習指導要領等の実施に必要な諸条件の整備

① 教員の資質・能力の向上

「次世代の学校・地域」創生プランでは、国、教育委員会、学校、大学等が連携して、次期学習指導要領等に向けて教員に求められる力を効果的に育成できるよう、求められる能力を明確にした教員育成指標を踏まえた研修計画の策定などが実施されることとなっている。制度改革が具体的に推進されることを期待するとともに、教員一人一人の力量を高めるために、教科等の枠を超えた校内研修体制の充実を図り、学校組織全体としての指導力の向上を図っていくことが重要である。

養護教諭も教育に携わる教員の一人として、同様に資質・能力の向上が図られるところである。しかし、養護教諭は一校一名配置が多く、専門的な知識や技能の向上については、校外での研修が不可欠であると考え。そのため、養護教諭の専門性の向上のために、教育委員会や地区レベルでの研修体制の整備・充実を図り、研修の機会を確保していただきたい。本会では、研究協議会及び研修会を実施して、養護教諭の資質・能力の向上を図っているところであり、今後もその充実に向けて使命を果たしていきたいと考える。

② 指導体制の整備・充実

〈資料2・3〉

次期学習指導要領等を踏まえた教育の実現には、子供一人一人の学びを充実させるための少人数によるきめ細かな指導が必要であり、その指導や業務のあり方に対応するために必要な教職員定数の拡充を図ることは重要であると考え。

子供たちが抱える心身の健康問題は、年々多様化・複雑化しており、一人一人のニーズに合わせた対応には慎重さが求められ、家庭や専門機関、校内職員との連携を欠かすことができない。その中で、養護教諭が保護者や教職員からの相談を受ける機会も多い状況である。養護教諭一校一人制の中では、これらのニーズに十分に対応することが困難になりつつある。

さらに、心身の健康課題の予防や改善には、健康教育を系統的に積み重ね充実させていくことが必要である。次期学習指導要領等については、教科間の横のつながりや、幼小、小中、中高の縦のつながりの見通しを持った教育課程の編成も目指しており、健康教育においても、幼児教育における健康

な心と体を育てる教育から、課題解決を図り、生涯を通じて健康を保持増進することができる資質・能力の育成へと充実、発展させていくことが大切である。

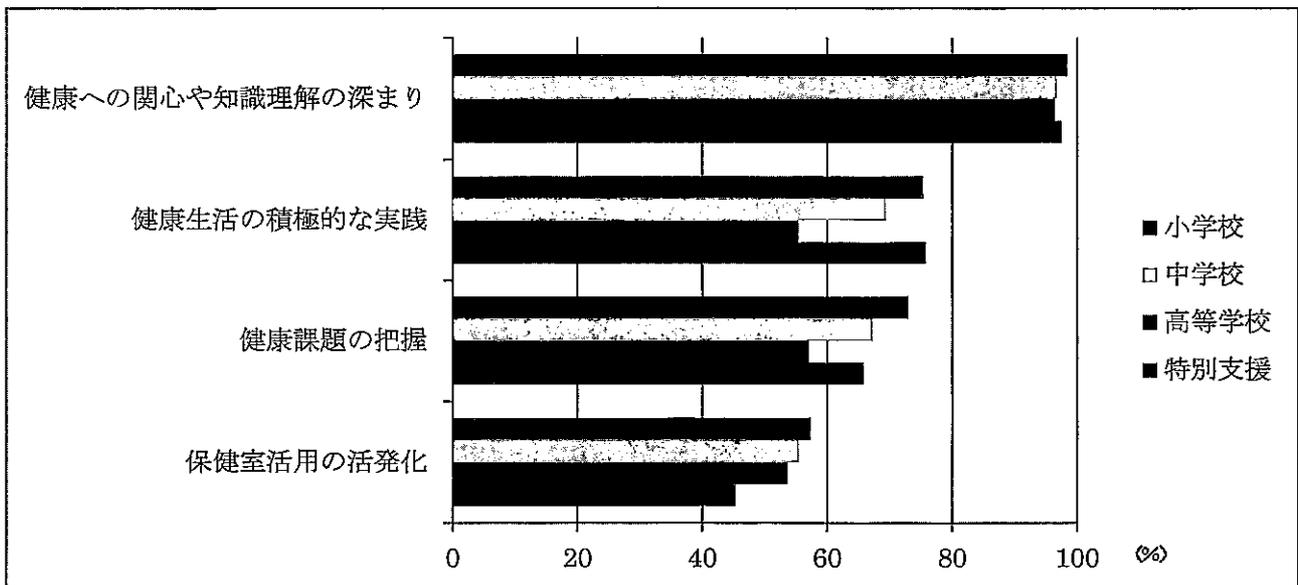
養護教諭は、子供たちの日々の健康生活の実態を把握できる立場にあり、そこから見えてくる課題を子供たちにフィードバックしながら保健指導を行っている。そのことは、アクティブ・ラーニングの視点につながり、子供たちの「主体的・対話的で深い学び」となり、ひいては生涯の健康づくりに結びつくものとする。

子供たちの健康課題の予防や改善のための個別対応の充実や保健教育に積極的に関わっていただけるよう養護教諭の複数配置の基準見直しを図っていただきたい。

～全国養護教諭連絡協議会 平成 26 年度養護教諭の職務に関する調査結果より～

<資料 1> 「教科保健の授業」実施 の効果

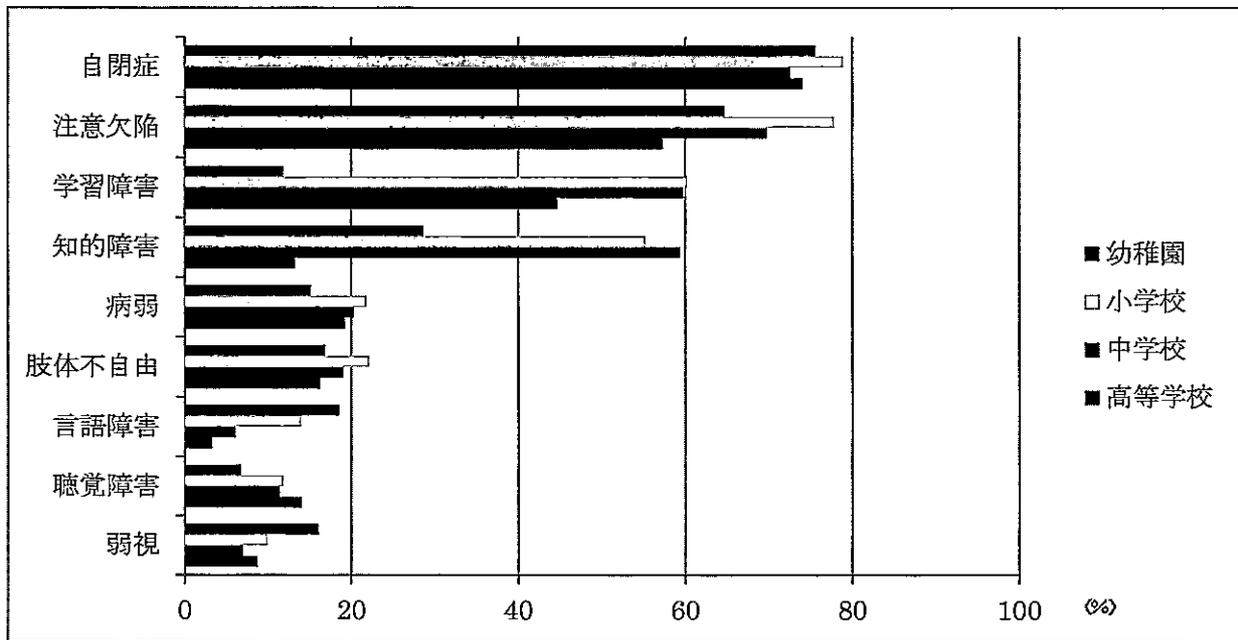
養護教諭が「教科保健の授業」を担当したことで、児童生徒にとってよかったと思われること
(複数回答可)



児童生徒にとってよかったこととして、「健康への関心や知識理解の深まり」と答えた割合が高かった。児童生徒の知識理解や実践に結び付く効果が現れているため、今後も積極的に取り組むことが大切である。

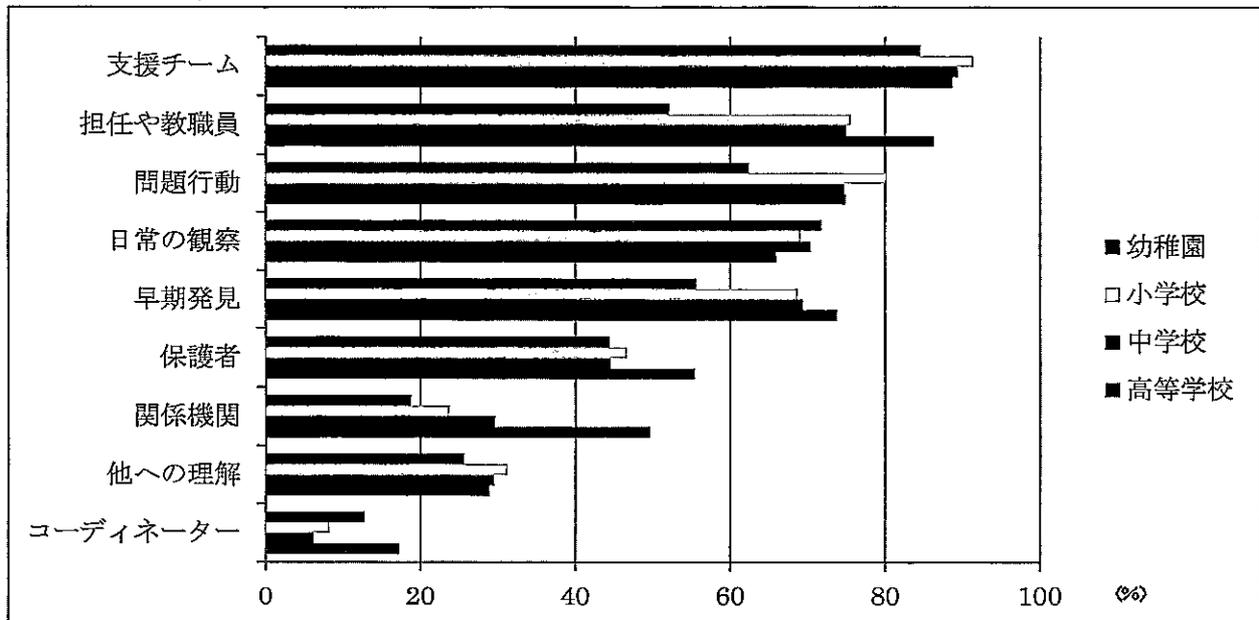
<資料 2> 養護教諭と特別支援教育

① 養護教諭が関わった特別な支援が必要な児童生徒等の状態 (複数回答可)



養護教諭が関わった特別な支援が必要な児童生徒等の状態としては、どの校種においても「自閉症又はその疑い」、「注意欠陥多動性障害又はその疑い」が多かった。小・中学校においては、「知的障害」の児童生徒の関わりも半数以上を占めていた。

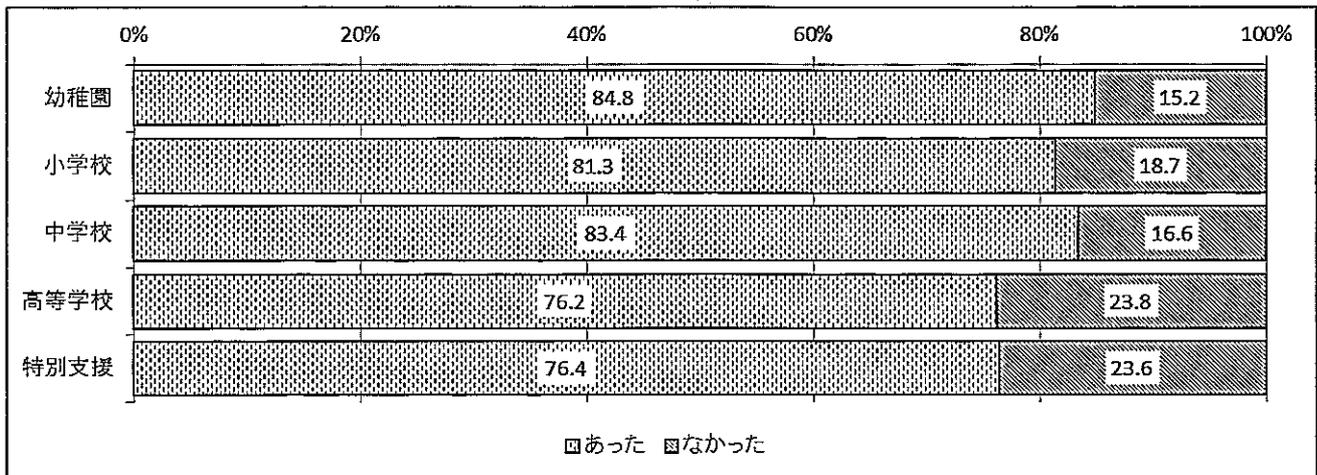
② 特別な支援が必要な児童生徒等への関わり方 (複数回答可)



校種にかかわらず約 90%の養護教諭が、「支援チーム」として特別な支援を必要とした児童生徒等に関わっていた。また、「担任や教職員からの相談への対応」、「問題行動を起こしたときの対応」、「日常の観察」、「早期発見と情報提供」の割合も高くなっていた。

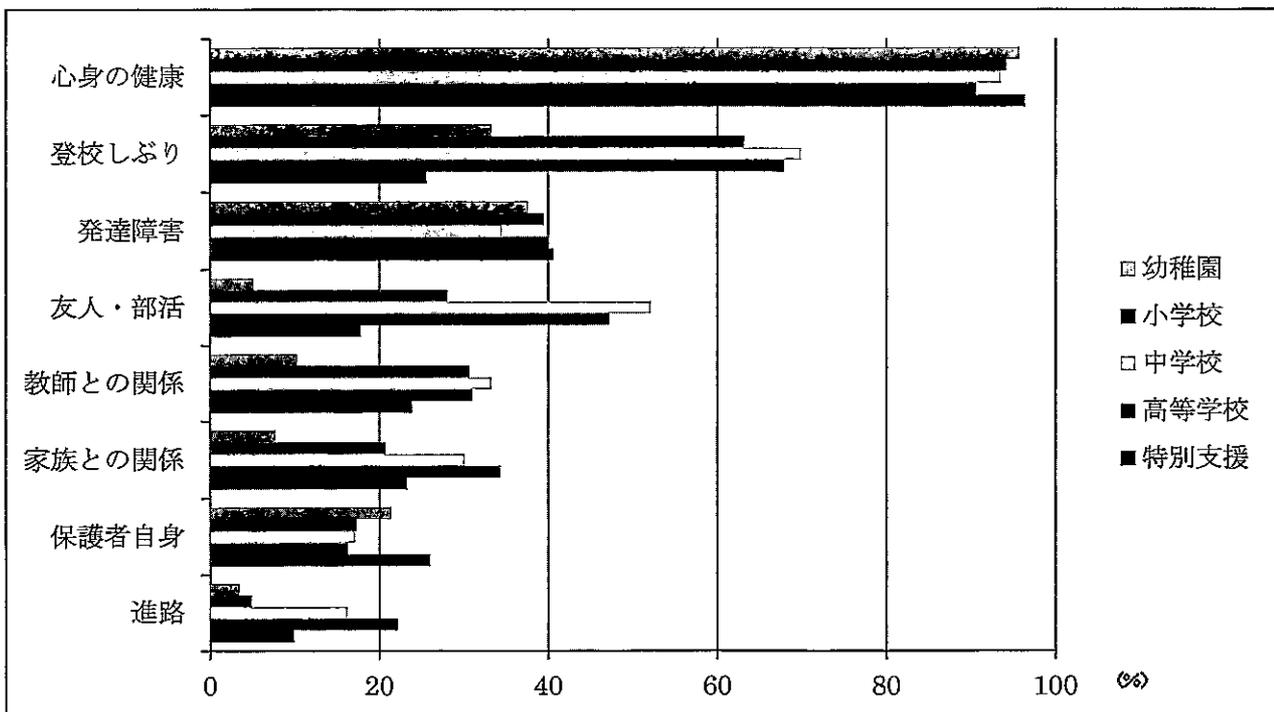
<資料3> 保護者、教職員からの相談状況

① 保護者からの相談を受けたことがある養護教諭の割合



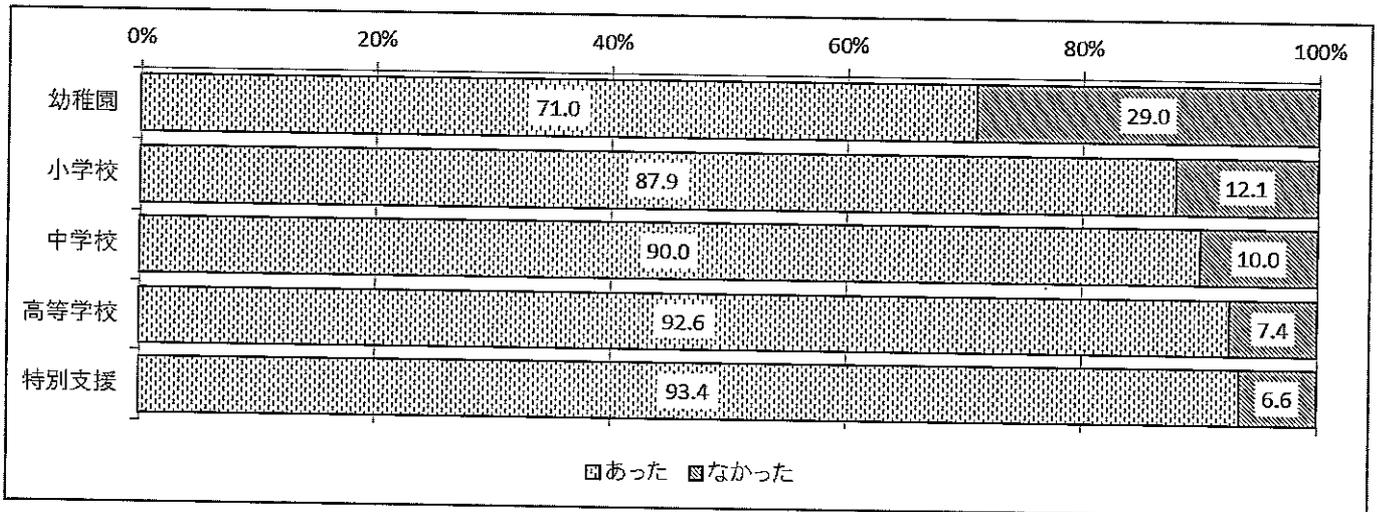
すべての校種において75%以上と、高い割合の養護教諭が保護者からの相談を受けていた。中でも、幼稚園、小学校、中学校の養護教諭は80%を超えている。

② 保護者から受けた相談の内容 (複数回答可)



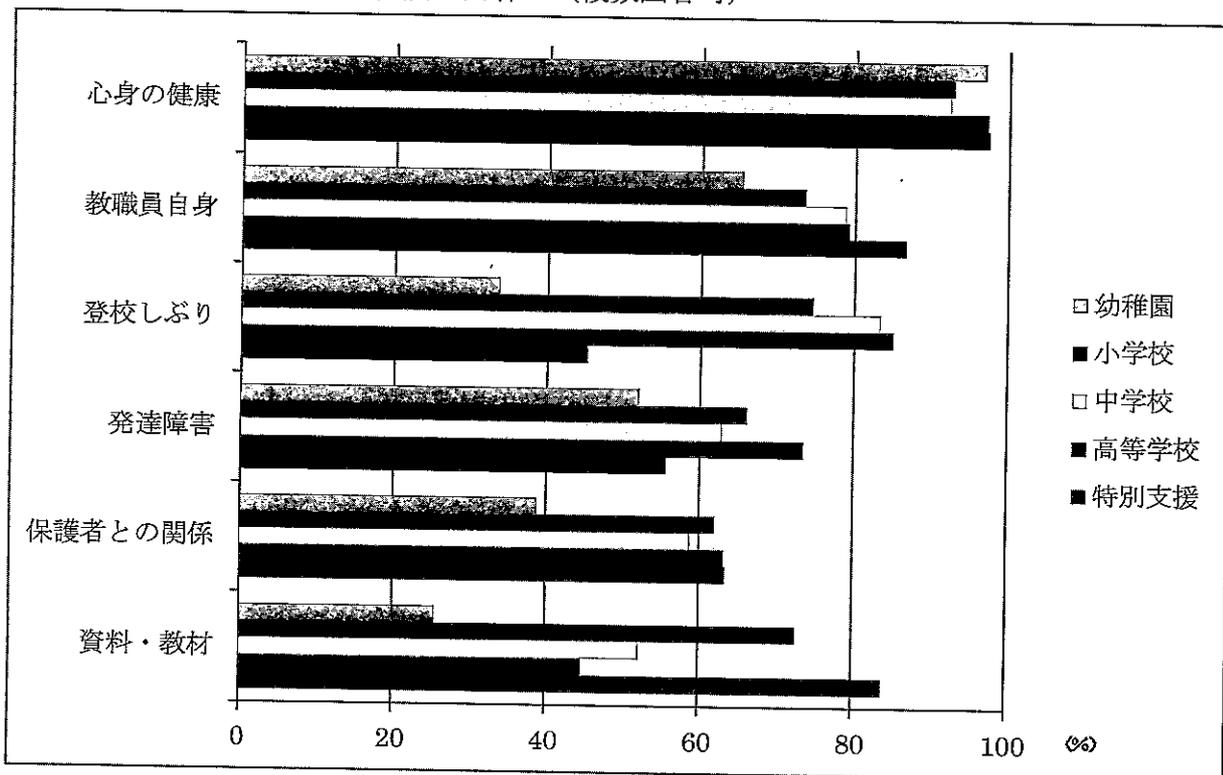
相談内容は、すべての校種において「心身の健康」が90%を超えている。次いで、「登校しぶり」に関する相談が小学校、中学校、高等学校は60%以上と高かった。

③ 教職員からの相談を受けたことがある養護教諭の割合



教職員から相談を受けたことのある養護教諭の割合は、どの校種も高かった。特に中学校、高等学校、特別支援学校は90%以上の養護教諭が教職員からの相談を受けていた。

④ 教職員から受けた相談の内容 (複数回答可)



相談内容は、保護者からの相談と同様に、すべての校種において「心身の健康」が90%以上と最も高く、次いで小学校、中学校、高等学校は、「登校しぶり」に関する相談内容が高かった。

事務連絡
平成28年12月15日

特別支援教育ネットワーク推進委員会委員 各位

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課

平成28年度特別支援教育ネットワーク推進委員会（第14回）の開催について

日頃から、特別支援教育の推進に関しましては、御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記委員会を下記により開催しますので、御出席くださいますようお願いいたします。開催日については、皆さまの御都合をできる限り勘案しましたが、御都合が合わない場合は、代理の方の御出席が可能でしたら、御調整いただければ幸いです。なお、今回も標記委員会後に懇親会を予定しております。

ついでには、標記委員会及び懇親会の出欠を「出欠票（別紙様式1）」に、また、委員会にて参加団体間で情報交換を行うための資料とするため、各団体の活動状況等を「情報交換シート（別紙様式2）」に、それぞれ御記入の上、いずれも平成29年1月20日（金）までに、下記宛てにFAX又は電子メールにて御提出ください。

御多忙中大変恐れ入りますが、よろしくお願い致します。

記

【平成28年度特別支援教育ネットワーク推進委員会（第14回）】

日時：平成29年2月24日（金）15:00～18:15

会場：文部科学省5階 5F3会議室

内容：（1）行政説明（文部科学省及び厚生労働省）
（2）情報交換シートによる意見交換
（3）その他

※ 内容については、変更になる場合があります。

【平成28年度特別支援教育ネットワーク推進委員会懇親会】

日時：平成29年2月24日（金）18:30～19:30

会場：文部科学省1階 食堂

参加費：一人あたり2,000円程度（当日、受付時に参加費を頂戴いたします。）

【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局

特別支援教育課発達障害企画係（野津、岩澤、山本）

〒100-8959 東京都千代田区霞ヶ関3-2-2

TEL：03-6734-3199（直通） / FAX：03-6734-3737

E-mail：tokubetu@mext.go.jp

情報交換シート

① 団体名	全国養護教諭連絡協議会																																								
②平成28年度の活動内容	<p>特別支援教育に関する活動状況</p> <p>1 夏期研修会の開催 毎年夏期研修会に於いて、健康相談や特別支援への対応事例を基に、養護教諭の資質向上を図るための保健室経営について、研修会を開催した。</p> <p>2 特別支援教育に関する全国調査実施（平成26年度末・本会調査結果より） (1) 特別な支援が必要な幼児児童生徒にかかわった養護教諭の割合は83.9%で、平成26年度と比べると2.2%増加している。 (2) 養護教諭がかかわった特別な支援を必要としている幼児児童生徒の状態について ※かかわりのあった学校4725校での割合（複数回答）から</p> <div data-bbox="343 739 1077 1220"> <p>養護教諭がかかわった特別な支援が必要な幼児児童生徒の状態について</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>状態</th> <th>割合 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>学習障害</td><td>55.1</td></tr> <tr><td>注意欠陥</td><td>69.7</td></tr> <tr><td>自閉症</td><td>75.4</td></tr> <tr><td>肢体不自由</td><td>19.4</td></tr> <tr><td>知的障害</td><td>46</td></tr> <tr><td>病弱</td><td>20.5</td></tr> <tr><td>弱視</td><td>8.7</td></tr> <tr><td>聴覚障害</td><td>12</td></tr> <tr><td>言語障害</td><td>8.7</td></tr> </tbody> </table> </div> <p>○全体では「自閉症スペクトラム障害またはその疑い」の割合75.4%と最も大きく、ついで「注意欠陥多動性障害またはその疑い」69.7%、「学習障害またはその疑い」55.1%の順である。</p> <p>○校種別の調査結果からは、小・中学校においては知的障害の児童生徒とのかかわりも多くなっている。</p> <p>(3) 養護教諭の関わりについて</p> <div data-bbox="343 1299 1077 1892"> <p>養護教諭のかかわりについて</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関わり</th> <th>割合 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>コーディネーター</td><td>9.8</td></tr> <tr><td>支援チームの一員</td><td>89.8</td></tr> <tr><td>早期発見</td><td>69.8</td></tr> <tr><td>日常の観察</td><td>68.9</td></tr> <tr><td>問題行動時の対応</td><td>76.5</td></tr> <tr><td>担任や教職員からの相談</td><td>77.4</td></tr> <tr><td>保護者からの相談</td><td>47.9</td></tr> <tr><td>関係機関との連携</td><td>32</td></tr> <tr><td>他への理解</td><td>29.9</td></tr> </tbody> </table> </div> <p>○「チーム支援の一員」の割合89.8%と最も高く、ついで「担任や教職員からの相談」77.4%、「問題行動時の対応」76.5%の順である。</p> <p>○校種別の調査結果からは、どの校種においても「早期発見と情報の提供」「日常の観察と記録」「問題行動を起こしたときの対応」「担任や教職員からの相談への対応」といったかかわりが上位を占めている。</p> <p>○養護教諭の専門性が生かされている。</p> <p>3 複数配置の要請・要望活動 通常学級に特別に支援を必要とする幼児児童生徒が入学することにより、養護教諭のかかわりも多くなっている。十分な支援ができるように養護教諭の複数配置の要請・要望を行った。</p>	状態	割合 (%)	学習障害	55.1	注意欠陥	69.7	自閉症	75.4	肢体不自由	19.4	知的障害	46	病弱	20.5	弱視	8.7	聴覚障害	12	言語障害	8.7	関わり	割合 (%)	コーディネーター	9.8	支援チームの一員	89.8	早期発見	69.8	日常の観察	68.9	問題行動時の対応	76.5	担任や教職員からの相談	77.4	保護者からの相談	47.9	関係機関との連携	32	他への理解	29.9
状態	割合 (%)																																								
学習障害	55.1																																								
注意欠陥	69.7																																								
自閉症	75.4																																								
肢体不自由	19.4																																								
知的障害	46																																								
病弱	20.5																																								
弱視	8.7																																								
聴覚障害	12																																								
言語障害	8.7																																								
関わり	割合 (%)																																								
コーディネーター	9.8																																								
支援チームの一員	89.8																																								
早期発見	69.8																																								
日常の観察	68.9																																								
問題行動時の対応	76.5																																								
担任や教職員からの相談	77.4																																								
保護者からの相談	47.9																																								
関係機関との連携	32																																								
他への理解	29.9																																								

<p>③ 29年度の活動予定</p>	<p>特別支援教育に関する計画</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 子供たちへの支援のための研修会開催 <ol style="list-style-type: none"> (1) 発達心理学、発達臨床心理学、学校心理学等の研修会（8月開催） (2) いのちを大切に作る心を育む研修会（8月開催） 2 特別支援教育に関する全国調査の実施 <ol style="list-style-type: none"> (1) 調査開始（28年10月～29年1月） (2) 調査結果・報告書発行（10月） (3) 調査結果の活用 3 複数配置の要請・要望 <ol style="list-style-type: none"> (1) 複数配置状況調査（6月） (2) 要請・要望（7月～8月）
<p>④今後の具体的な取組等</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 特別支援教育に関する研修会の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・毎年開催している夏期研修会に、特別支援に関する研修を組み入れ、養護教諭の特別支援に関する知識・能力等の向上を図る。 2 特別支援教育に関する全国調査の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・隔年で実施し、全国の状況を把握する。 3 特別支援教育の実践例のまとめ <ul style="list-style-type: none"> ・研究誌「瑞星」に特別支援教育の実践例をまとめ、養護教諭の資質向上を図る。 ・研究協議会での実践発表と協議 4 関係団体との連携 <ul style="list-style-type: none"> ・研修会の講師派遣 ・実態調査や啓発活動等の協力 5 複数配置の継続的な要請・要望

平成29年2月10日
事務連絡

全国養護教諭連絡協議会 御中

文部科学省生涯学習政策局政策課

第3期教育振興基本計画の策定に向けた御意見等の募集について（依頼）

平素より文部科学行政の推進につきまして多大な御協力をいただき、誠にありがとうございます。

教育振興基本計画は、教育基本法に基づき、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的として政府として策定するものであり、これに基づいて各般の教育施策を遂行しております。現行計画は、平成25年度から平成29年度の5カ年を計画の対象期間としており、平成30年度からの第3期教育振興基本計画の策定について、昨年4月に文部科学大臣より中央教育審議会に対して諮問を行いました。

これを受け、中央教育審議会の下に設置した教育振興基本計画部会を中心に審議が進められ、本年1月に「夢と自信を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する」「社会の持続的な発展を牽引^{けんいん}するための多様な力を育成する」「生涯学び、活躍できる環境を整える」「誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する」「教育政策推進のための基盤を整備する」の五つの今後の教育政策に関する基本的な方針などを掲げた「第3期教育振興基本計画の策定に向けた基本的な考え方」が取りまとめられたところです。

今後は、本「基本的な考え方」を踏まえ、指標や基本施策などについて審議が行われ、本年夏頃に審議経過報告、年末に答申というスケジュールで検討が進められていく予定ですが、今後の審議に先立ち、広く国民の皆様から御提案や御意見をいただくために2月4日（土）から3月5日（日）の間でパブリックコメント（意見公募手続）を実施しております。

つきましては、御多用中恐れ入りますが、今後、各現場の状況を十分に踏まえた実効性のある計画ものとしていくために、次期計画における指標や基本施策等について御提案や御意見等ございましたら、パブリックコメント（意見公募手続）の要領に基づき御提出いただきたく存じます。

いただいた御提案や御意見については、当省にて整理を行った上で、今後開催される中央教育審議会教育振興基本計画部会において配布し、今後の審議に役立ててまいりたいと考えております。

御不明な点等ございましたら、お手数ですが、下記担当まで御連絡をいただければと存じます。

(同封資料)

- ・第3期教育振興基本計画の策定に向けた基本的な考え方（概要）
- ・第3期教育振興基本計画の策定に向けた基本的な考え方
- ・第3期教育振興基本計画の策定について（諮問）概要
- ・第3期教育振興基本計画の策定について（諮問）諮問理由
- ・中央教育審議会教育振興基本計画部会委員名簿
- ・第2期教育振興基本計画パンフレット
- ・第2期教育振興基本計画
- ・「第3期教育振興基本計画策定に向けた基本的な考え方」に関するパブリックコメント（意見公募手続）の実施について（実施要領）

※ 同封以外の関係資料については、以下の文部科学省 HP を適宜御参照ください。

- ・教育振興基本計画部会関係：http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo14/index.htm
- ・現行教育振興基本計画関係：http://www.mext.go.jp/a_menu/keikaku/detail/1335039.htm

※ なお、パブリックコメントは以下の URL で実施しております。

- ・<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=185000874&Mode=0>

【担当】

文部科学省 生涯学習政策局 政策課
教育改革推進室 松田、山本、松井、山口
〒100-8959
東京都千代田区霞が関3-2-2
TEL：03-6734-3279（直通）
FAX：03-6734-3711
E-mail：mmatsuda@mext.go.jp
saori-y@mext.go.jp
hmatui@mext.go.jp
mayu-y@mext.go.jp

平成 29 年 3 月 3 日

文部科学省生涯学習政策局政策課 御中

全国養護教諭連絡協議会
会 長 木嶋晴代

第 3 期教育振興基本計画の策定について

意見の分類: ⑩

今後の教育政策に関する基本的な方針において、「夢と自信を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する」ことが視点の一つとして挙げられている。

確かな学力に加え心身の充実を図る教育が大切であるが、子供たちが抱える心身の健康問題は、年々多様化・複雑化している。養護教諭は、保健室での対応の中で、いじめや不登校などの生徒指導上の問題や、課題を抱える家庭での問題を早期に発見することも多く、その課題の未然防止と早期発見・早期対応のため、家庭や専門機関、校内職員との連携を図るコーディネーター的役割を果たしたり、保健教育の推進を図ったりしている。その役割は今後さらに増えていくことが考えられる。

養護教諭が、子供たち一人ひとりにより丁寧に向き合い、専門的な資質能力を発揮できるよう、養護教諭の複数配置の基準の見直しを含めた定数改善と充実を図っていただきたい。